

1 宝塚市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について

【提 案】 総務部

【結 果】 承認

【質疑等】

- ・ 企画経営部に移管される具体的な事務は何か。
⇒ 施設の保全計画に関すること、施設管理者への指導・助言・支援に関すること、定期点検・消防点検に関すること、保全計画に基づく予算の事前協議等である。
- ・ 修繕に伴う見積もり業務も施設マネジメント課に移管されるのか。
⇒ 修繕に該当する130万円以下であれば施設マネジメント課となる。
- ・ 施設の機能向上に係る改修の対応や相談等はどちらの部署が担当するのか。
⇒ 施設の機能を建設当初と同じ状態に戻す修繕や改修等は施設保全にあたるため担当課は施設マネジメント課となるが、建設当初を超える機能の付加や向上は従来通り建築営繕課となる。
- ・ 省エネの推進、太陽光発電の設置等を進めていく場合、施設改修が必要になる。市として推進していくために建築営繕課とどのように調整し、進めていけば良いのか。
⇒ 実施計画の予算要求の中でご相談いただき、調整したいと思っている。保全の範疇で議論するかどうかは今後の課題と考えている。
- ・ 複数の課が複合的に関わっていることから、分かりやすいフロー図を作っていただくことは可能か。
⇒ 関係課の業務を整理した上で作成を検討したい。
- ・ 施設マネジメント課で施設保全全体の予算を持ち、優先順位を決めた上で予算分配するイメージか。
⇒ 建物施設維持更新に係る予算は令和3年度当初で約7.5億円確保し、優先順位を付けた上で順次取り組んでいるが、来年度以降は施設保全計画も勘案しながら予防保全できるように施設マネジメント課でコントロールしていきたいと考えている。
- ・ 事務の移管によって施設マネジメント課の職員体制はどのように変わるのか。
⇒ 保全関係の職員については、4月から建築営繕課兼務の1名を含めた4名であったが、7月1日以降、1名の兼務を解き、課長1名、係長1名、職員4名の計6名体制となっている。しかしながら、保有量最適化方針に基づく業務全般にあたるには十分な組織体制でないことは課題として認識している。
- ・ 今この時期に本条例を改正する理由は何か。
⇒ 本来であれば4月で職員の配置があったことから6月市議会で提案できれば良かったが、両部での調整に時間を要したため9月市議会での提案となった。
- ・ 事務分掌の詳細は事務分掌規則で定められていると思うが、今回の改正内容と事務分掌規則

の内容が整合しているのか疑問を感じる。

⇒ 従前は施設の保全について十分な体制で取り組めていなかったことから、まずは情報を一元化することで各施設の現状把握や情報整理を行い、その後予防保全を行っていくことが必要であると考えている。事務分掌条例上は保全に関することと表記しているが、今後取り組んでいく業務については事務分掌規則でも明確に記載していきたい。

2 公の施設（宝塚市立男女共同参画センター）の指定管理者の指定について

【提 案】 総務部

【結 果】 承認

【質疑等】

- ・ 説明会には候補者以外にも1団体参加されたようだが、申請に至らなかった理由は何か。
 - ⇒ 当該団体は大学生のボランティアが子どもの学習支援を行うNPO団体であったが、指定管理業務をこのスタッフでは対応できないと考えたのではないかと推察している。直接理由を確認した訳ではないため、あくまでもこちらの推察である。また、本業務は特殊な業務であるため複数の団体から応募いただけていない現状から、選定委員会委員からは今後競争性が働くように工夫できれば良いとの意見があった。今後の課題として検討していく。
- ・ 前回も現指定管理者1者の申請であり、市議会からも次回は複数の団体から申請いただけるように工夫することとの意見があったところであるが、今回の募集にあたって複数の団体が応募できるような工夫を行ったのか。
 - ⇒ 特定の限られた分野での業務となるため、スタッフの人数確保等の問題から実際に申請に至る団体がほとんどない。過去に警備会社に検討いただいたこともあったため、スタッフの確保と運営で複数の団体が連携できないか検討し可能性を求めてきたが、なかなか難しいのが現状である。今後も課題として検討していく。
- ・ 選定理由が簡素な内容となっているが、他の選定委員会の答申書を見てもう少し具体的な内容を記載している。あまり簡素な内容であると当該団体ありきのように受け止められないか危惧する。
 - ⇒ 選定委員会委員からは現在行っている相談業務の結果をもとに各種セミナーを開催してはどうかという意見や、男女共同参画は全庁的な取組となるため市内でも連携して取り組んでほしいとの意見があったため、指定管理者とも調整、連携しながら取り組んでいきたいと考えている。
- ・ 指定管理業務を行うにあたって何か資格が必要なのか。
 - ⇒ 知識経験を優先するが、特に求める資格はない。
- ・ 同類施設への指定管理者制度導入について、阪神間の状況はどうか。
 - ⇒ 伊丹市については本市と同じ団体が指定管理を行っているが、阪神間の状況までは把握していない。

- ・ 当該施設については過去に人件費を積まないスタッフが集まらないと聞いたことがあるが、現在もそうなのか。
 - ⇒ 週4日勤務等の非常勤のような勤務体系で対応していただいているため、過去に比べ人件費が上がっているという訳ではない。
- ・ 施設の利用者が選定委員会委員になっているが、委員選定の基準はあるのか。
 - ⇒ 各選定委員会の具体的な構成人数は指定管理者選定委員会条例で定めている委員の定数は7人以内、構成は知識経験者、市内の公共的団体の代表者その他市長が適当と認める者、公募による市民としている。また、指定管理者選定要領において選定委員が応募者と利害関係を有すると認められる場合は、当該委員は審査に参加できないこととしている。
- ・ 評価項目の採点について、経費縮減のための具体的な方策や適正な収支計画、経営状況の安定等お金にまつわる項目の評価が低い、これに対して何か意見等があったか。
 - ⇒ 募集要項では可能な範囲で過去3年間の財産目録と貸借対照表の提出をお願いしたが、実際には過去3年間の財産目録と過去1年の貸借対照表が提出された。また、収支予算書についても募集要項では令和4年度分を必須とし、令和5年度は基本方針を記載していただくこととしていたため、指定管理期間の5年分までは求めていなかった。そのようなことから委員としても採点が難しく、どうしても低い評価となってしまったとの意見があった。この点については次回の課題としたいと考えている。

3 市道路線の認定及び認定変更について

【提 案】 都市安全部

【結 果】 一部継続審議

【質疑等】

- ・ 中筋鳥脇線の認定変更についてはなぜ行うこととなったのか。
 - ⇒ 土地開発公社経営健全化推進検討会で用途廃止と民間売却の方針が決定したためである。
- ・ 中筋鳥脇線の認定変更について、土地開発公社経営健全化検討会での決定が背景にあるのであれば都市経営会議に同時に付議し、説明、審議を行うべきである。土地開発公社経営健全化の案件はいつの都市経営会議に付議する予定か。
 - ⇒ 8月23日の都市経営会議に土地開発公社経営健全化計画を付議する予定である。本来であれば同時に付議するべきであったが、計画策定に時間を要したため、本日の都市経営会議には間に合わなかった。
- ・ 市道4549号線や市道4551号線のようにアスファルト舗装していなくても道路として位置付けているのか。
 - ⇒ 圃場整備事業において道路としての管理保全を負わされていることから道路として認定しているが、アスファルト舗装を行うかどうかは圃場整備事業を実施する県の判断に

委ねている。

- ・ 圃場整備事業であれば全て道路認定を行うのか。道路の幅員等何か基準はあるのか。
⇒ 圃場整備事業のような土地改良法に基づき帰属される道路については、道路の構造基準を特に適用していないため、幅員4 m以下でも認定する方向で整理している。
- ・ 過去の圃場整備事業においても、田んぼ道等を道路として認定してきたのか。
⇒ 認定してきた。幅員については明確な規定はないが、田んぼやため池であっても地域の不特定多数の方が利用する公益性の高いものについては道路として認定する方向で整理している。
- ・ 圃場整備の事業計画書を見ればそのような道路かどうか分かるのか。
⇒ 分かる。事業計画書の中で形状や幅員、面積等を全て確認している訳ではないが、基本的な考え方は確認している。
- ・ 山手台東の新規路線の残りは後どれぐらいか。
⇒ 将来的には市道4552号線の東側の開発が進み、新たな路線の認定を行うこととなるが、路線の本数までは不明である。開発エリアとしては9割から9割5分ほど完了している。
- ・ 市道4552号線の東側の道路は既に認定されているのか。今後新たに認定するという事か。
⇒ 今後、開発に伴い新たに認定する予定である。
- ・ 中筋鳥脇線について、廃止する部分は全て現道が無いということか。
⇒ そのとおりである。
- ・ 中筋鳥脇線について、過去に路線の整備計画に伴い建物の建設位置についても調整してもらったように記憶しているが、道路の整備について地元からの要望等はないのか。
⇒ 近年では特に地元からの要望等はない。
- ・ 市道2088号線や市道2120号線の最小幅員が0.6 m又は0.9 mとなっているが問題無いのか。
⇒ 実際の運用上は問題ないと判断している。
- ・ 中筋鳥脇線の認定変更については、土地開発公社経営健全化の案件と関連しているため、次回の都市経営会議で合わせて審議することとする。中筋鳥脇線のみ継続審議とする。

4 宝塚市立小学校及び中学校の設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

【提 案】 管理部

【結 果】 承認

【質疑等】

- ・ 中山五月台小学校の跡地活用を検討する間の管理は教育委員会か市長部局のどちらで行うのか。
⇒ 教育委員会で行う。

- ・ 地域の暫定的な利用等があると思うが、大まかな期限等は設定しているのか。
⇒ 保有量最適化方針では令和9年度までに跡地活用の方針を決定することとなっているため、地域とはそれまでの暫定的な利用として調整している。
- ・ 跡地活用については教育的な方法で検討しているのか。
⇒ 跡地活用については教育委員会だけではなく、施設マネジメント課や政策推進課等とも協議を進めているため、全市的な視点を持って検討したいと考えている。

5 第2次宝塚市教育振興基本計画（案）に係るパブリック・コメントの実施結果について（報告）

【報告】 管理部

【質疑等】

- ・ 市民等からの意見NO. 11に対する回答について、一般的な内容となってしまっているように感じるため、もう少し工夫した方が良い。また回答の中で「基本方針に示されているとおりに」とあるが、これでは他人事のように感じる。
- ・ 市民等からの意見NO. 11に対する回答については再考すべきである。意見をしっかりと受け止めているということや教育委員会としての主体的な気持ちや考え等を記載した方が良い。
⇒ いただいた意見を真摯に受け止め、教育委員会としての思いや考え方が伝わる内容に修正したい。
- ・ 市民等からの意見NO. 19に対する回答について、「費用に対しての効果を見る」とはどういうことか。
⇒ 現在、図書除菌機の利用状況を確認し効果を検証しているため、そのような表現とした。
- ・ 市民等からの意見NO. 20に対する回答について、ユニバーサルデザインに配慮した備品の整備とあるが、難しいのではないかと。
⇒ 全てについては難しいかもしれないが、部分的には対応可能と考えている。
- ・ 市民等からの意見NO. 22に対する回答について、「費用対効果が高く」という表現があるが、予算を投じる意図があるのか。
⇒ 現時点では予算を投じる予定はないが、跡地活用を検討する中で必要に応じて予算要求、予算措置を行っていく。
- ・ 市民等からの意見NO. 22に対する回答について、「公益性の高い活用方法」とあるが、これは跡地活用の既定路線なのか。民間売却の可能性は無いのか。
⇒ 保有量最適化方針の中で中山五月台小学校については「建物・跡地利用については、立地状況から公益性の高い土地利用に取り組みます」としているが、民間売却の可能性を排除した訳ではなく、今後取組を進めていく中で検討したいと考えている。
- ・ 公益性の高い活用とは公共施設に限ったものでなく、医療や福祉施設等も含まれている

ということか。

⇒ そのとおりである。

- ・ 市民等からの意見NO. 7に対する回答について、「スクールソーシャルワーカー等の専門職の配置の充実」とあるが、これは人数を増やしていくということか。

⇒ 現在小学校にのみ9名のスクールソーシャルワーカーを配置しているが、現在、専門職の活用に関する検討会を立ち上げ、専門職の配置の充実について議論、検討を進めている。ここでの充実とは単に人数の増だけではなく、今後スクールソーシャルワーカーを中学校にも配置すること等を含め、記載している。

- ・ 単に専門職を増やすという捉え方をされ、誤解を招かないか心配である。

⇒ 専門職の件数については既に配慮いただいているため、当然、教育委員会内部でも精査の上、専門職の配置の充実について検討を進めていきたいと考えている。

6 第2次宝塚市教育大綱の策定について

【提 案】 企画経営部

【結 果】 承認

【質疑等】

- ・ 教育振興基本方針ではなく、教育振興基本計画をもって大綱と位置付けることで間違いないか。

⇒ 他市でもそのように取り扱っているため、間違いない。

- ・ 第一次教育大綱の時はどのように策定したのか。

⇒ 第一次教育振興基本計画の重点部分を抜き出し、第一次教育大綱とした。

7 市立温泉利用施設の今後の方向性について

【提 案】 産業文化部

【結 果】 承認

【質疑等】

- ・ パブリック・コメントの実施の可否については条例と規則では明確に規定されていないが、条例の解釈と運用を見る限りでは実施の対象になるように思う。パブリック・コメント条例の趣旨からしても市が大きな決定をする場合は透明性の確保を図る観点から実施することを踏まえると、どのタイミングで行うかは一定議論が必要であるが、本件についてもパブリック・コメントの対象になると考える。

- ・ 市の温泉文化に対する考え方が記載されていないため、第2優先取組の温浴施設としての存続を断念した時点で市としての一定の考え方を記載した方が良いのではないか。

⇒ 温泉文化の存続については当然であるが、第1優先取組から第3優先取組まではあくまでも温泉利用施設をどうするかという考え方を示したものであり、本市の温泉文化に

ついで大きな話をこの中で記載するのは少し違和感がある。しかしながら、温泉文化の存続については必ず問われる内容であるため、担当部としての考え方をしっかりと説明していくつもりである。

- ・ パブリック・コメントの対象については、「実施機関が必要であると認めるもの」という項目もあるため、本件についてはこの項目に該当すると判断しても良いと思う。内容的にも単なる施設の廃止だけではないことから、パブリック・コメントを実施するべきである。
 - ⇒ 他の公共施設等との整合や調整を考えると、まずは現行の条例の解釈を整理する必要があると考えている。パブリック・コメント所管部で整理していただけるとのことであるため、その内容に応じて実施を検討したい。
- ・ 規則の書きぶりについて曖昧な部分があることは法制担当からも指摘されているため、早急に整理する予定である。合わせて条例の解釈と運用についても整理、見直しを行っていく。
- ・ 市議会への説明については、パブリック・コメントを実施する内容として説明するのか。
 - ⇒ 現時点ではパブリック・コメントを実施するという内容ではないため、あくまでも都市経営会議での決定事項として説明するつもりである。
- ・ 当面2年間は公共施設として継続されるが、パブリック・コメントについては今実施しなければならないのか疑問がある。タイミングについては今後検討すれば良いと思う。
- ・ 市議会に対しては市としての決定事項を報告するため、市議会からの意見を受けて変更するとなるとどのような性格のものか曖昧にならないか。
 - ⇒ あくまでも現時点での決定事項を報告するものであり、今後取組を進める中で具体的な内容が固まれば、パブリック・コメントの実施や市議会への説明を改めて行っていきたいと考えている。
- ・ 民間事業者への譲渡等の具体的な内容が見えた時点でパブリック・コメントを実施するとなると、優先取組の考え方や進め方についてはどこにも意見を聞いていないことになるが大丈夫か。
 - ⇒ 取組の方向性に対してではなく、民間事業者への譲渡等の優先取組の具体的な内容に対して意見をいただき、説明していけば良いと考えている。
- ・ 施設の修繕費用について向こう2年で約1.2億円、さらに7年で約2.5億円の合計約3.7億円必要ということか。
 - ⇒ 基本的にはそのとおりであるが、現指定管理者とは運営に支障のある修繕は行うものの、向こう2年間については大規模な修繕等は行わない方向で調整しているため、現指定管理者が引き続き指定管理を行うこととなれば、1.2億円までは必要にならない見込みである。
- ・ 8 想定される方向性以降で、売却、処分、譲渡という言葉が混在しているため、統一した方が良い。
 - ⇒ 統一する。

- ・ 第2優先取組及び第3優先取組の中で、「事業者の応募がなく、また、協議が整わなかった場合」とあるが、これは「また」ではなく「または」が正しい表記ではないか。
⇒ 修正する。
- ・ 第2優先取組の中で、「最も有効な事業者に」とあるが「最も有効な提案のあった事業者に」が正しい表記ではないか。
⇒ 修正する。